12	(1)　新潟県上越市南新町3番56号 (64.10) (2)　新潟県上越市柿崎区黒岩字下坂木4747番2 (458.30)	北緯37度05分52秒東経138度14分42秒の地点と北緯37度15分39秒東経138度32分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　新潟県長岡市信濃2丁目913番地 (71.00) (2)　新潟県長岡市宮本町3丁目字青田乙1654番2 (350.00)	北緯37度26分55秒東経138度50分14秒の地点と北緯37度28分34秒東経138度42分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　新潟県上越市大町2－2－24 (67.49) (2)　新潟県上越市頸城区手島4319－8 (109.54)	北緯37度06分28秒東経138度14分45秒の地点と北緯37度07分28秒東経138度16分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百九十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第三百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第三百二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十一年郵政省告示第七百六十一号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十三年八月十七日

総務大臣　片山　善博

一　昭和四十四年郵政省告示第三百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三の項から七の項までを削る。

二　昭和四十七年郵政省告示第五十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

三　昭和五十四年郵政省告示第八百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

四　昭和五十八年郵政省告示第九百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表七の項から一〇の項までを削る。

五　昭和六十年郵政省告示第六百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項及び四の項を次のように改める。

三	削除
四	削除

六　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一六の項、二八の項及び三一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第二項の表三四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三九の項を次のように改める。

三九	削除

第二項の表四二の項及び四三の項を次のように改める。

四二	削除
四三	削除

七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項から二〇の項までを削る。

八　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三七の項から三九の項までを次のように改める。

三七	削除
三八	削除
三九	削除

第二項の表四〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表五一の項及び五六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

九　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

十　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

十一　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一の項を次のように改める。

一	削除